

御杖村障害者活躍推進計画

機 関 名 御杖村役場
任命権者 御杖村長 伊藤 収宜
計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

御杖村における障害者雇用に関する課題

御杖村においては、平成29年3月に、障害者であった職員が定年退職したことから、平成29年度から法定雇用率が未達成の状態となった。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、採用活動を行い、令和元年6月1日時点では法定雇用率を達成するに至った。

目 標

採用に関する目標 障害者雇用率：当該年6月1日時点の法定雇用率以上

定着に関する目標 不本意な離職者を極力生じさせない

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

- (1) 障害者雇用推進者として総務課長を選任する
- (2) 障害者職員の相談窓口担当として、総務課人事担当を選任する

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- (1) 障害者から業務遂行の相談があった場合、労働局と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- (2) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- (ア) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- (イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- (ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- (エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- (オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。